

開業医必見

関東地方会からの『お知らせ』
第60回全国大会参加者の皆様へ
明日から、役に立つミニ講演開催



歯科診療記録による身元確認

～突然、警察から身元確認協力のために、
カルテなどの関係資料の提供を
求められたらどうしますか～

講師

大森 基夫 先生

千葉県歯科医師会・警察歯科医会副会長

2019.7.14日

12:40～ 関東地方会の総会
終了後、入場可能

講演会場

日本大学歯学部本館 7階 創設百周年記念講堂（口演会場）

▶集合場所：関東地方会以外の「ミニ講演」参加者の方々
創設百周年記念講堂（講演会場）入口特設受付前

講演要旨

- 1 遺体の身元確認を特定する科学的手段として指紋、歯科所見、DNA型があり、これらの単独あるいは併用により確認する。
- 2 歯科所見による身元確認とは、遺体の歯科所見と該当者のカルテ、X線写真等歯科診療記録を比較・照合して本人であるか否かを判断するもので、生前受診していた歯科医療機関の協力が不可欠である。
- 3 しかし具体的にどこまで協力すべきか、拒否した場合はどうなるか、提供後の資料の扱いはどうなるのかなど不安も付きまとうと思う。
- 4 そこで警察の死体取り扱いの流れの中で、歯科資料提供を求める根拠法令、提供資料の内容、協力依頼された時の歯科医師、歯科医師会の対応についてご説明する。
- 5 後半は提供された歯科診療記録から身元が確認された事案をもとに、作成書類の種類と作成方法についても説明し、学会参加歯科医師の先生方のご理解を深める一助となれば幸いです。



問い合わせ先 関東地方会 会長 大金 誠まで

<http://kanto-koshinetsu.com/>

歯科診療記録による身元確認

～突然、警察から身元確認協力のために、
カルテなどの関係資料の提供を求められたらどうしますか～

2019.7.14回（於・駿河台日大歯学部本館 7階）

関東地方会・総会終了後

講師

千葉県歯科医師会・警察歯科医会副会長

歯学博士 大森基夫先生

■はじめに

- ①歯科所見による身元確認が有用であることを立証し、社会的に認識した事案は1985年に発生した群馬県での日航機墜落事故であった。
- ②2011年3月に発災した「東日本大震災」では全国から多数の歯科医師が協力出動し犠牲者の身元確認に貢献したことで身元確認の新しい概念が定着した。
- ③2013年には死体の身元調査に関する法律の制定により調査実施時に歯科医師の立ち合い、歯牙の調査が求められ、この身元を明らかにするための措置は歯科医師が行うと明記された。
- ④まとめ
日航機墜落事故を契機に誕生した警察歯科医を取り巻く環境は大きく変化。



千葉大学医学部と千葉県歯科医師会は、包括連携協定を締結しているため身元確認作業も全国トップレベルで日常業務を遂行している（写真・中央は演者〈司法解剖見学〉）。

写真提供：千葉大学医学部法医学教室

■身元確認の必要理由

- ①警察捜査上の問題（刑事訴訟法第229条及び検視規則により検視）。
- ②法律上の問題（戸籍法86・87・88条の規定により、死亡届の必要性）。本届により戸籍抹消され火葬埋葬許可書の交付。
- ③死者の人権の問題（身元確認は死者の人権を守る役割がある）。

■死因究明関連3法

- ①死因究明等の推進に関する法律（死因究明等推進法）。 2012年9月施行
- ②警察が取り扱う死体の死因または身元の調査等に関する法律（死因・身元調査法）。 2013年4月施行
- ③死因究明等推進基本法が6月4日可決・成立。 2020年4月施行予定
附則では約3年をめぐりに④死因究明で得られた情報の一元的な集約・管理、⑤子供の死亡原因に関する情報の収集・管理・活用の仕組み以上の2項目を検討事項としている。
- ④まとめ
上記3法の条文に身元確認の重要性と歯科医師の役割が明記されたことが特筆され調査時の立ち合いと業務内容さらに人材の育成から研究の充実まで盛り込まれた画期的な法律となった。